

議案第 82 号

東京都板橋区立シニア学習プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立シニア学習プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区立シニア学習プラザ
東京都板橋区志村三丁目 3 2 番 6 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
アクティオ・板建総共同事業体
東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 K D X 中目黒ビル 6 階
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

シニア学習プラザの指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提出するものである。